

問題解決の枠組みをめぐる議論も一定の方向に収斂しているわけではない。

小 括

先進国で先鋭化している住宅困窮問題は、「住まう」という営みの主体が個人へと移行しつつあること、また、その営みを支える資源の量や質に大きな格差があり、その格差が、1980年代以降の社会経済的变化と相乗して、急速に大きくなっていることと関連している。フランスでは定職につけない若者や、健康や家族関係に問題をかかえる中高年単身者を中心に、住宅困窮問題が顕在化した。ベッソン法ならびに反排除法は、居住権保障という社会理念のもと、現実的で具体的な行動計画の策定を促すことにより、この問題に対応しようとしてきた。

この10年間に繰りひろげられてきたさまざまな試みは、「ソーシャルミックスの促進」や「援助水準にたいする社会的同意」を担保しつつ、「恵まれない人々」の居住問題を解決するという課題にこたえること、とりわけ、それを施策に落とし込んでいくという作業が容易ではないことを示している。ホームレス等の住宅困窮問題は、個人の社会的不適合という側面だけでなく、社会の差別や人権意識とも結びついている。

フランスの場合、社会賃貸住宅ストックの立地が特定地区に集中するなど偏向していること、また、民間賃貸住宅の減少と新規社会住宅供給の鈍化という事態が、政策選択の幅を狭め、対応をいっそう難しくしている。

おそらく、この間に積み重ねられてきた社会実験の意義は、居住確保障の理念を具体化するための課題を明らかにし、ツールを増やし、世論を喚起したことであろう。ベッソン法制定以降、予防的措置を含む施策メニューは格段に増え、居住問題をテーマに活動するアソシエーション（民間非営利団体）が増加した。1998年に制定された反排除法は、現代社会における住宅困窮問題は住宅施策だけで対応できるものではないとしても、住宅施策が他の関連する施策と同様に重要な役割を担っているとの認識を再度表明し、福祉、雇用、医療、住宅という4つの分野で、貧困や社会的排除に抗するために必要な施策を講じることを促した。こうした枠組みのなかに「住宅」が位置付けられていること、また、斬新な施策が試行され、評価され、再調整されるというプロセスとその積み重ねが、社会政策としての住宅政策を実体化していくことに通じていると考えられる。

【参考文献】

- Chalerx & Madinier [2000] 'Recensement de la population 1999 ; Des logements plus grands et plus confortables' , *INSEE PREMIERE*, No.750.
- INSEE [1998] *Les Conditions de Logement des Ménages, Exploitation de l' enquête Logement 1996-1997.*
- Le Blanc & Clanché [1998] 'Le logement des ménages paubers en 1996' , *INSEE PREMIERE*, No. 588.
- Macrovich, Daniel [2000] 'Du droit au logement au droit l' habitat : un bilan en demi-teinte pour les plus démunis' , *les documents d' information de l' assemblée nationale.* No.2108.
- Ministère de l' équipement、 des Transports et du Logement [1999] *Du droit au logement à la lutte contre les Exclusions.*
- Secrétariat d' Etat au Logement [2000] *Deux ans d' action de lutte contre les excusions, Le volet logement de la loi du 29 juillet 1998.*

第9章 フランスの住宅政策 ——社会賃貸住宅の建設を促進する試み——

檜谷 美恵子

1998年の反排除法制定以降、フランスでは「住宅への権利」(ベッソン法、1990年)を保障するための具体的な取り組みがすすんでいる。市場で適切な民間住宅を確保できないものに「住宅への権利」を保障するうえで、その役割がとくに期待されるのは、社会賃貸住宅部門である。そこで、既存社会住宅の入退去管理を強化し、県単位で申請者番号を一本化する等、対策が講じられている。

しかし、供給が不十分であれば活用も困難である。ここ数年来、社会賃貸住宅の着工戸数は計画戸数を大幅に下回る状況となっている。住み替えによる回転率も低く、困窮世帯が利用可能な社会住宅の供給は停滞している。一方、問題をかかえる大規模な社会住宅団地では1990年代後半から「再生」政策が本格的に始動し、高層住棟の除去=社会賃貸住宅ストックの削減による団地活性化が試みられてきた。こうした施策とバランスをとるためにも新規供給が求められている。

2001年3月7日に発表された社会賃貸住宅供給促進計画は、そのための具体的な施策を提示している。以下ではその概要を、仏住宅管轄省のニュースレターである『Espaces』誌No. 9(2001年4月発行)に掲載された記事を参照しながら述べることにしたい。

* * * * *

今回発表された社会賃貸住宅供給促進計画の柱は、「PLUS および PLA-I 融資の改善」、「社会住宅供給形態の多様化促進」、「行政手続きの簡素化」の3つである。

1. PLUS および PLA-I 融資の改善

PLUS(社会利用賃貸貸付: Prêt Locatif à Usage Social) および PLA-I(Prêt Locatif Aide-Insertion: 参入助成賃貸貸付)に適用される基礎原価の引き上げ、助成率が上乘せされる PLUS 融資特別枠の創設、市場が逼迫している地域で供給される社会賃貸住宅の超過不動産取得価格にかかる国の補助の引き上げ、の3点がその具体的な内容である。

社会賃貸住宅に適用される基礎原価は、前年度の建設物価指数と社会住宅建設原価の変動によって導かれる。ただし、これには土地価格や不動産仲介業務等に関連する報償費の変動は反映されない。1999年10月に従来の PLA にかわって PLUS 融資が導入されて以来、これらが急激に上昇したため、実際に要するコストと、計算式から導かれる基礎原価との開きが大きくなり、このギャップを調整するため、基礎原価の引き上げが盛り込まれたようである。

助成率が上乘せされる PLUS 融資特別枠の創設は今回の計画の目玉である。導入の狙いは、社会住宅の供給に熱心な事業組織の活動を奨励することにある。優遇補助率の適用は3年間で、適用を受けるには、個々の組織が基礎自治体、県、地域圏のいずれかの段階で、国と年間建設戸数の目標値を示した社会住宅供給協定を締結しなければならない。目標戸数は、過去3年間の HLM 組織の平均供給戸数を目安に、それを上回ることが期されている。

協定を締結した HLM 組織に適用される補助率は、PLUS 新規供給の場合は8% (通常は5%)、改善事業の場合は15% (通常は10%) である。くわえて、優遇補助率が適用される事業には、きわめて有利な条件で貸し出される1%融資が優先的に割り当てられる。その条件とは、年利1.25%、返済期間39年で貸し出すというものである。この協定により供給される戸数は、PLUS 住宅計画戸数全体の25%に設定されている。

第三の措置は、地価の高い大都市で社会賃貸住宅建設用地の確保にかかる補助の割増である。従来から上限価格を超える土地取得費の超過分については、地元自治体ならびに国による補助の対象となってきた。今回導入された措置は、自治体による超過土地取得費に対する補助率が40%を超えた場合に、国の補助率を従来の50%から60%に引き上げるというものである。

2. 社会住宅供給形態の多様化促進

多様化を促進するために、住宅改善事業をともなわない取得プログラムの開発、借地事業の実現、住宅購入支援事業の促進という3つの具体的な施策が盛り込まれた。これらは、新たに社会住宅供給用地を見出すことが困難な自治体で適用されることを念頭においた施策である。

改善事業をともなわない住宅取得プログラムでは、HLM 組織等による既存民間住宅の取得を促進することが企図されている。従来、PLUS 融資による既存民間住宅取得プログラムでは、知事の特別な許可がない限り、事業費全体の20%以上を取得した住宅の改善工事費に割くよう要請されていた。今回導入されたプログラムは、こうした許可がなくとも、HLM 組織が PLUS 融資を用いて既存建物を取得し、社会住宅として供給することを可能にするものである。この改正は、用地取得が困難な既存市街地で新規の社会住宅供給を促進することを狙ったもので、これにより「連帯と都市再生」(Loi relatif à la solidarité et au renouvellement urbain, SRU) 法 55 条で課された社会賃貸住宅比率20%の達成が容易になるとみられている。この措置にともない、住宅を取得したのち、必要であれば直ちに PALULOS¹による改善事業を申請できるよう、両者の間に設けられていた期間要件は撤廃される。

借地事業は困窮者向けに供給される社会住宅 (PLA-I) への適用を念頭におくもので、地

¹ PALULOS: 社会賃貸住宅改善奨励金。

主との長期債地契約に基づき、社会レジデンス²等の供給を促進するための措置である。また、住宅購入支援事業とは、HLM 組織等の社会住宅供給組織が、民間事業者や他の社会住宅供給組織の新規建設予定住宅を取得する事業に、助成融資を適用するというものである。

3. 行政手続きの簡素化

簡素化される手続きには、たとえば、住宅費対人助成（APL）給付の前提条件となる協定に関するものがある。現状では、PLUS あるいは PLA-I 融資補助の決定に先立って、住宅費対人助成（APL）協定を締結しなければならない。今回導入される措置はこれを改正し、協定締結のための猶予期間を1回目の建設補助金支給時まで延長する。また、補助金申請書に盛り込むべき内容についても、要件を削減、あるいは緩和する方向で見直しが行われる。

以上と関連して、社会賃貸住宅供給促進計画には次のような内容が盛り込まれている。

(1) 1%基金の活用

計画を実環するための財政措置として、2001～2003 年までの間、1%基金から先述した融資条件で運用される資金として10億フランが充てられる。1%基金による融資が優先的に適用される事業は、国を代表する県施設局（DDE）によってコントロールされる。社会賃貸住宅供給促進地方計画で位置付けられた事業はもちろんのこと、都市協定や都市圏の地方住居計画（PLH）に基づき実施される供給事業が優先される。DDE の裁量も重視されており、DDE が当該地域で特に社会的に有益であると判断する事業が選択される場合もありうる。

1%基金による特別融資（39年返済、年利1.25%で10年間は利息の支払い猶予可）が決定された事業には少なくとも建設原価の10%を上回る貸付が実施される。仮にこの条件で5万フランが貸し出されたとすると、それは2万5000フランの補助金に匹敵し、事業を促進する大きなインセンティブとなる。

(2) 社会賃貸住宅貸付 PLS ならびに中間賃貸住宅貸付 PLI の供給促進

PLUS 住宅入居者層より高い所得階層向けに供給される PLI（Prêts Locatifs Intermediaires：中間賃貸貸付）や PLS（Prêts Locatifs Sociaux：社会賃貸貸付）についても、供給促進が目指されている。これらはこんご預金供託金庫（CDC）を介して、あるいはフランス不動産銀行（CFF）や Entenial（旧雇用主銀行）等により融資される。

PLS の融資対象事業は基本的には PLUS と大きく変わらない。とくに期待されているのは、取得＝改善事業、高齢者や障害者のための居住施設供給事業である。CDC の PLUS 融資が HLM 組織や SEM（混合経済会社）等の特定事業者に限られているのに対して、PLS の申請は個人、法人を問わず、誰にでも開かれている。また、PLS 住宅入居者の所得上限は PLUS 住宅に適

² 社会レジデンス：緊急避難所的居住施設から通常の独立した住宅に移るまでの一時的居住施設。

用される上限所得の30%増し、家賃はPLUS住宅の150%増しまで可能である。

PLIとPLSの大きな違いは、PLSでは居住施設融資が可能であるのに対して、PLIでは融資対象が一般住宅に限定されていることである。さらに、事業対象地域が優先区域に限定されるなどの制約条件がある。

* * * * *

以上、2001年3月に発表された社会賃貸住宅供給促進計画の概要を述べてきた。今回の計画は昨年制定されたSRU法との関連が大きく、ソーシャルミックスを促進しつつ、社会住宅の供給を促進することを狙ったものである。一連の施策により、これまで社会住宅を十分に供給してこなかった基礎自治体は対応を促されることになるだろう。

第10章 民間非営利組織アソシエーションの制度的位置付けとその活動実態 ——フランスにおける住宅困窮問題への政策対応に関する研究——

檜谷 美恵子

1. はじめに

住宅困窮者問題は現代フランス社会における重要な政策課題のひとつとして位置付けられている。住宅困窮者とは、住宅から「排除(exclus)」された「恵まれない人々(personnes défavorisées)」であり、その範疇には、路上生活者、一時的宿泊施設やホテルなどに仮住まいしている者、定まった住居をもたない者、望まない同居状態にある者や劣悪な住宅に居住している者が含まれる。

フランスでは市場で適切な住宅にアクセスできない者に対して、社会住宅の提供、家賃や住宅ローンに対する補助制度が用意されている。1990年に制定されたベッソン法は、問題解決の制度的枠組みとしてこれらを積極的に活用するとの方針を確認する一方で、既存の制度的枠組みでは解決することが困難な問題に対処するため、住宅連帯基金(FSL:Fonds solidarité pour le logement)を設置し、民間非営利組織であるアソシエーション(Association)¹を困窮者支援実施組織として位置付けてきた。

アソシエーションの活動はホームレス問題の深刻化にともない、1980年代後半以降活発化していたものの、ベッソン法の制定は居住問題に特化した活動を展開するアソシエーションの数や、その活動領域の大幅な伸張を促すことに寄与してきた²。

ベッソン法や反排除法³にみるように、フランスはこの分野で先進的な施策を打ち出してきた⁴が、民間非営利組織の制度的な位置付けや、居住分野でこれらの組織が果たしている役割、また活動の実態については、十分に知られていない。

本研究では、文献ならびに2000年12月に実施した現地でのインタビュー調査⁵結果をもとに、ベッソン法、反排除法の理念に基づき、困難な居住問題をかかえる個人や家族を

¹ 1901年7月1日法はアソシエーションを「二人もしくはそれ以上の人々が、利益追求以外の共通の目的のために、恒常的に、協同して、その知識や活動を分かち合うための集まり」と定義している。アソシエーションには、2年におよぶ申請手続きを経て「公共の福祉に寄与する」団体として公式に認可された団体と、こうした手続きを経ない任意団体がある。1901年法に基づくアソシエーションは、フランスにおける民間非営利組織(NPO)の主要な形態であるが、その規模や性格、活動分野はきわめて多様である。1998年現在、アソシエーションは約80万団体存在する。比較的最近になって結成されたものが多く、1990年代に、毎年6万近い団体が新たに誕生したとみられている(Archambault, 1997; Lemeunier, 1998)。

² 檜谷(1995)はベッソン法のもとで社会活動アソシエーション(AAS: Association d'action social)が台頭したことを指摘している。

³ 1998年7月29日法「排除に抗する闘いの基本法(loi d'orientation à lutte contre les exclusions)」。

⁴ 社会扶助や所得保障制度については都留(2000)を参照。

⁵ 文部省科学助成研究(EU-USホームレス研究会、代表:大阪市立大学・福原宏幸教授)の一環として2000年12月15～28日に実施した。インタビュー調査は住宅、雇用、人道支援の分野で困窮者を支援する民間団体や公的機関の代表者や専門家に実施したもので、本稿ではこのうち、住宅分野の調査結果を用いている。

支援する民間非営利組織アソシエーションの概要を明らかにする。また、その活動実態をケース・スタディーにより明らかにした上で、こうした組織に居住政策遂行主体としての制度的位置付けを与えているフランスの政策対応が現在提起している課題を指摘したい。

なお、本研究で対象とする住宅困窮者支援事業を実施するアソシエーションには、住宅・居住施設関連分野の非営利組織が活動領域をひろげ、参入している場合と、人道支援団体等が介入領域を住宅分野に拡大し、参入している場合の両方が想定される。また、両者がそれぞれの専門性を活かしながら連携している場合もあると考えられる。以下ではこうしたダイナミズムを念頭に、この分野で活動するアソシエーションの多様性とその制度的位置付けを素描する。また、ケース・スタディーでは、居住分野からアプローチしている組織と、居住問題以外の専門分野から参入している組織をとりあげ、多様なアソシエーションが支援事業に参入している実態と、提起されている課題を示す。

2. アソシエーションの多様性

居住分野で活動するアソシエーションについての包括的な統計は整備されていない。住宅管轄省によれば1995年時点でベッソン法に基づく「恵まれない人々」のための住宅支援を実施したアソシエーションの数は1500、このうち公式認可された、あるいは協定を結んだ団体数は1100である。活動分野をみると、困窮者に関する情報提供(395団体)、居住施設の運営(461団体)、一時的住宅の提供(415団体)、恒久住宅の供給(184団体)、社会的援護活動(778団体)となっている(METL/SEL, 1998, p. 85)。これらのなかには連合組織を結成しているものがある。代表的な居住関連アソシエーションの連合組織は、FNC PCTA-ARIM(後述)、FNARS⁶、FAPIL⁷等である。

アソシエーションが近年急速に増大した背景には、財政的制約から、また、1980年代以降推進された地方分権化により、国が都市居住福祉政策を遂行することが困難となり、効率性の観点からも民間組織への事業委託が指向されたことが指摘される。これらは、1980年代以降、社会政策全般にわたって国が積極的にアソシエーションの結成を促してきた背景としても理解されるものである(Hanet-Kania, 1996)。

アソシエーションのなかには、メディアを駆使し、社会運動を組織するものから、政府の施策を遂行する公益団体として機能しているものまで、多様な組織が存在する。活動資金を政府からの補助金や事業委託に依存しているアソシエーションであっても、政府の諮問機関等を通じて政策に大きな影響を及ぼしている場合がある。また、全国連合を結成し、

⁶ FNARS(Fédération nationale des Accueil et de Réadaptation Social) は、住宅困窮者を受け入れ、支援するアソシエーションの連合組織。設立は1956年。

⁷ FAPIL(Fédération d'Associations pour la Promotion et l'Insertion par le Logement) は、住宅による参入ならびに生活水準の向上を目指すアソシエーションの連合組織。1988年に創設された。

圧力団体として機能している場合がある⁸。

3. アソシエーションの制度的位置付け

(1) アソシエーションの任務

反排除法は社会から排除された者や排除されるおそれのある者の基本的人権を擁護し、雇用、教育、健康、住宅等の分野でこれらの者を支援するための方向付けを行った。ただし、住宅分野で取り組むべき施策はベッソン法で提示されたものを大きく踏み出すものではなく、住宅連帯基金やアソシエーションの活用、また、県行動計画の策定と施行を促している (METL/DGUHC, 1999)。この枠組みのなかでアソシエーションに期待されている任務には、次のものがある。

① 情報提供と政策提言：住宅困窮者のニーズや要請される支援についての情報を提供する。住宅への権利を保障するための施策を検討する国や県、基礎自治体等の関連委員会や会議に出席し、意見を述べる。

② 居住施設の運営：居住施設には、緊急避難的施設と、社会レジデンスのように、そこから通常の住宅に住み替えるまでの移行を支援するための一時的施設がある。1998年の反排除法は、社会レジデンスを運営するアソシエーションに賃貸する目的でHLM組織が建物を取得することを奨励している。

③ 住宅転貸事業：「恵まれない人々」が入居可能な居住用建物を確保するため、家主、借家人双方にはたらきかける事業で、反排除法により仲介業務にたいする助成制度が導入されている。給付要件は、国、家主、アソシエーションによる三者協定の締結で、給付額は戸数を基礎に算定される。借家人の自立を支援し、家主にたいしては家賃の支払いを保障する。

④ 「改善契約付き住宅賃貸契約 (le bail à réhabilitation)」による民間住宅の管理ならびに住戸改善事業：ベッソン法に基づくこの制度のねらいは、一定期間社会目的に拘束された住宅を確保しつつ民間住宅の改善を促進することである。事業者は契約期間中、家主にかわって建物を管理し、困窮度の高い者の利用に供する。

⑤ 「恵まれない人々」のための「参入 (Insertion)」住宅⁹の供給：社会部門・民間部門、フロー・ストックの別を問わず助成融資の特別枠により促進される。

これらのなかには適用がアソシエーションに限定されない任務も含まれている。たとえば⑤の「参入」住宅供給事業は主としてHLM組織に期待される役割である。しかし、後述するPACT-ARIMのように、住宅改善事業に特化した専門知識や技術をもつアソシエーションが存在し、特定の認可団体にのみ融資される特別貸付プログラムを活用してこうした事

⁸ 人道支援アソシエーションの多様性が公的権力との関係性によるとの指摘 (Hanet-kania, 1996, pp. 439-442) やアソシエーションの役割についての記述 (都留 2000, p. 41)、現地インタビュー調査から得られた知見による。

⁹ 社会的に排除された「恵まれない人々」の社会参入 (Insetion) を支援する住宅を指す。

業を実施している。

一方、②～⑤では居住施設の運営や住宅管理と結びついた対人支援が実施される。これはアソシエーションにとくに期待されている任務で、「住宅と結びついた社会的サービス (ASLL : Accompagnement social lié au logement)」¹⁰ と呼ばれ、住宅連帯基金による助成の対象となっている。なかでも③はアソシエーションを念頭に創設された制度で、2000年の実績ベースで、625 団体がこの事業に関与し、住宅数で約 2 万戸分に相当する 6000 万フランの助成を受けている (METL/SEL, 2000, p. 24)。

(2) 県のプログラムにおけるアソシエーションの役割

ベッソン法および反排除法は、県単位で行動計画を策定し、それを速やかに施行するよう求めている。「恵まれない人々」を支援するための県行動計画が策定されると、関係する基礎自治体 (市町村) の代表者とともに社会住宅の割り当てを協議する市町村間住宅会議をはじめ、住宅連帯基金の用途を協議する委員会や「恵まれない人々」の社会参入を支援する居住施設に関する委員会等、いくつもの協議会が設けられる。これらには、県長官¹¹ が任命する代表者、地元関係市町村の首長、社会住宅組織の代表者、1%基金徴収機関の代表者、家族手当金庫の代表等とならび、居住分野で活動する地元の主要アソシエーションの代表者が正式なメンバーとして参加する。

首都圏を構成する Hauts-de-Seine 県の「恵まれない人々を支援するための県行動計画」(2000 年 7 月策定) では、市町村間住宅会議に地元で活動するアソシエーションの代表が 2 名くわわっている。また、住宅連帯基金の用途に関する委員会にもアソシエーションから 2 名が参加している。3 年の計画期間中に 850 戸の困窮者対応住宅の供給を目指すこのプランでは、要支援者の居住ニーズ研究の必要性が指摘されており、研究組織のメンバーとして PACT-ARIM 等のアソシエーションを位置付けている。

同県では、参入最低所得 (RMI) 受給者を対象とする参入プログラムにおいても、アソシエーションへの依存が高まっている。2000 年度の計画書によれば、居住関連プログラム¹² に合計 15 のアソシエーションが登録されており、これらに県が推進する事業が委託されている。居住分野に限らず、同県で困窮者を支援する登録アソシエーションの数は 100 団体以上にのぼっており、県の施策遂行において重要な位置を占めている¹³。

Hauts-de-Seine 県施設局の担当者は、アソシエーションの果たしている役割を評価する

¹⁰ 困窮世帯が住宅での居住を継続できるよう支援するサービスをさす。期間を限って提供される社会教育サービスや住宅維持管理への支援サービスがこれに該当する。

¹¹ 県長官は国が任命する。知事 (Préfet) と呼ばれ、当該県で国を代表する。

¹² その内訳は緊急居住施設の運営 (居住継続支援サービスの提供や食事・入浴・衣類の洗濯などの介助が含まれる)、一時的住宅や居住関連サービスの提供、住宅へのアクセス支援と住宅からの追い出し防止活動である。

¹³ Hauts-de-Seine 県で入手した資料、Préfecture des Hauts-de-Seine(2000) Programme départemental d'insertion 2000 ならびに Département des Hauts-de-Seine(2000) Plan départemental d'action pour le logement des personnes défavorisées による。

一方、その発言力が強まることで、事業予算の増額を余儀なくされるなどしていることから、活用の狙いであった効率的な財源運用が困難になっているとの問題点を指摘した。また、国の政策機関である HLM 組織の役割を強調し、困窮者支援という社会任務を HLM 組織が十分に果たしていない貌状に懸念を示した¹⁴。

4. アソシエーションによる支援の実態

(1) PACT-ARIM の活動

居住問題に関与する専門的な団体のひとつに、困窮者のための住宅支援を大規模に実施している PACT-ARIM¹⁵がある。

PACT-ARIM は連合を組織しており、1998 年現在、傘下に 118 のアソシエーションが属している。PACT-ARIM 運動は、劣悪な住宅や老朽化した民間賃貸住宅に居住する困窮者を支援する社会運動に端を発しているが、1970 年代後半からは、政府のストック対策を強化する政策転換により、住宅改善事業の分野で専門性の高い非営利組織として発展してきた (Brault、1992)。活動の中心は、全国住宅改善事業団 (ANAH: Agence Nationale de l'Amélioration de l'Habitat) の補助をうけて推進される民間賃貸住宅の改善事業への技術的支援である。それぞれの地元で、地方公共団体や関連する事業実施機関と協働しながら活動を展開している。全国連合センターは民間住宅ストック改善政策の策定に大きな影響力を行使している。また、この分野での事業委託が主たる財源となっている (FNCPACTARIM, 2000、p3)。

老朽化した民間建物を改善して、困窮者向け住宅として供給する事業は、PACT-ARIM が実施する多様な事業の一つである。これは、「社会的任務 (Missions sociales)」と位置付けられている。2000 年 8 月にまとめられた 1998 年度の活動報告書によれば、傘下のアソシエーションのうち、1998 年度中にこのミッションを遂行したものは全体の 61%である。同年度に供給された「参入」住宅は 2300 戸で、その 6 割が ANAH の困窮者支援特別プログラムによるものである。PACT-ARIM による供給戸数は、ANAH がこのプログラムにより供給した住宅総数の 55%に達している (FNCPACTARIM, 2000, p. 33)。

別の社会的任務は、既存住宅への入居を支援することである。傘下アソシエーションの 41%がこれに関与している。1998 年度には、ベッソン法が定める困窮世帯を対象に、総数で 4000 世帯を援助した。このために確保された住宅の 72%は民間住宅で、そのなかにはアソシエーションが所有・管理する住宅や「改善契約付き住宅賃貸契約」によるものが含まれている。傘下アソシエーションが困窮世帯に供するためにみずから建物を取得し、管

¹⁴ 県施設局で住宅問題を担当するフィリップ・サンドウボワール氏へのインタビュー調査(2000年12月22日に実施)での発言要旨である。

¹⁵ PACT (Propagande et action contre le taudis, 1949 年～) と ARIM (Association de restauration immobilière, 1967 年～) から構成される連合組織で、全国連合センター (FNC) をパリに置く。

理している住宅は全国に 8500 戸ある。その半数がフランス北西部に位置するノール・パ・ド・カレ地域 (région) に集中している¹⁶。

PAC-ARIM 全国連合センターの所長、レミ・ジェラール氏によれば、PACT-ARIM が運営する社会ホテル¹⁷では、入所期限を定めず、入所者が希望する限り滞在を認めている。このため、慢性的に需要が供給を上回っているという。PACT-ARIM は、この分野における政府の施策の現状、とりわけアソシエーション間の競争を煽ることにより政策コストの低減化を目指す政府の対応への批判を強めており、居住分野で活動する他のアソシエーションとも連携しながら、支援の拡充をもとめるロビー活動をおこなっている¹⁸。

(2) 居住施設「社会レジデンス」の運営

事例として検討する社会レジデンス (Résidence social) は、家族離散や失業等、社会的に困難な状況に直面した若者を受け入れる一時的な居住施設である。パリ 12 区の Claude Tillier 通りに立地し、1997 年 12 月に開設された。この施設には、周囲の建物と区別される特徴はない。建物入り口にかけられた小さなプレートが唯一の目印である。

施設として利用されている建物は EFIDIS¹⁹ という名称の大手の HLM 株式会社によって取得されたものである。もともとホテルとして建設された建物で、当初の状態から大きな変更は加えられていない。5 階建てで、部屋数 30 室の小規模な施設である。入所者にはすべて個室が割り当てられている。1 室あたりの平均延べ床面積は 13 平米と小さいものの、各室にベッドや椅子、テレビが置かれ、専用のトイレ、洗面台が備えられている。10 室は浴槽付である。建物の 1 階には、共用空間が集中している。電子レンジ等の調理器具が備えられた共用台所、食卓と椅子が置かれた食堂、ソファーやテーブルが備えられた居間コーナーがあり、建物入り口のすぐ近くに入所者の相談に応じる専門職員のデスクが置かれている。地階には共用の洗濯・乾燥室が設けられている。

EFIDIS は住宅分野で困窮者の社会参入を支援するアソシエーション AFIL (Association pour favoriser l'insertion par le logement) を介して、施設運営を委託できる組織を見出し、このプロジェクトの実現にこぎつけている。

施設を運営する ANRS (Association Nationale de Réhabilitation Sociale) の専門職員によれば、社会レジデンスの入所者の大半はソーシャルワーカーを介して入所を申請している。30 室のうち、少なくとも 20 室は単身の若者、とくに 18 歳から 25 歳までの者のために確保されており、残りは 35 歳以上の単身者の受け入れにも利用されている。1999 年 3 月時点の累計で 18-25 歳の者が入所者全体の 70% を占める。

¹⁶ ノール・パ・ド・カレ地域は、フランス国内では最も貧しい地域のひとつであり、アソシエーション活動がさかんであることでも知られている。同地域には PACT-ARIM 傘下アソシエーションが 13 あり、地域別で最多である。

¹⁷ 社会ホテル (Hôtel social) は、PACT-ARIM が独自の方針で運営する困窮者世帯受け入れ施設の一種で、政府の住宅困窮者支援プログラムが居住施設として認めている「社会レジデンス」とは区別される。

¹⁸ 2000 年 12 月 22 日に PACT-ARIM 全国連合センターで実施したヒアリング調査による。

¹⁹ EFIDIS は首都圏を中心に 4 つの管理事務所をもち、2 万 9000 戸の社会賃貸住宅を管理している。

入所者は収入に応じて使用料を支払い、差額は家族手当金庫から住宅手当として施設を運営する ANRS に支払われている。社会レジデンスに適用される一時的住宅手当の支給期間は通常の住宅手当より短く、6ヶ月（ALT 適用）または12ヶ月（APL 適用）を限度としている。それぞれの手当の適用室数は管轄する行政機関によって定められ、入所者は手当て支給期限が経過すると転居先が確保されているか否かにかかわらず、退去を求められる。

退所後の住まいとして想定されているのは、ホワイエと呼ばれる若年労働者のための居住施設や学生寮、家賃の低廉な社会住宅、民間住宅である。ANRS は若者の社会への再適応を援助するアソシエーションで、入所者には、施設滞在期間中に ANRS のネットワークを活用しながら自立に向けた準備をすすめることが期待されている。ANRS は入所者のニーズに応じて、雇用契約や住宅の賃貸契約を締結するために必要な書類作成支援をおこなう。また、精神的な問題を抱えている者のメンタルケアを介助する。

施設の運営経費はすべて公的助成によって賄われている。ANRS は運営状況に関する詳細な報告書を管轄行政機関に提出しなければならない。このため、独自の判断で支援を継続することは困難で、施設運営が効率的であり、実績があがっていることを証明するため、猶予期間内で住まいを見出し退所できる可能性の高い者を入所申請書の審査段階で振り分けている。この施設では、35歳以上の者には、入所申請時点で、すでにパリ都市圏内の社会賃貸住宅への入居申請を済ませたことを証明する書類の提出を義務付けている。これにより、行政上の手続きに必要な書類をもたない者が入所することを防いでいるのである²⁰。

ANRS にとって、大手の HLM 株式会社である EFIDIS との提携は、入所者に退所後の住宅として社会住宅を斡旋することが容易になるとの期待によるものであったが、実際に、社会住宅部門で住み替え先の住宅を確保できる者は限られてしている。施設で入手した資料²¹によれば、この施設を介して独立住宅に住み替えることができた者は施設関係後1年半の時点で53%である。また、退去した58人のうち、EDIFIS の社会住宅に入居した者は7名であった。

5. 小括

アソシエーションを活用した「恵まれない人々」のための施策は、民間非営利組織の台頭と、その社会的役割にたいする公式の認知によって、発展してきた。この過程で、社会レジデンスのように形態上、住居により近い居住施設が生みだされたり、居住の場で提供されるカウンセリングなどのサービスが「住宅と結びついた社会的サービス」として公的助成の対象とされるなど、困窮者を支援するための具体的で斬新な方法を制度化すること

²⁰ ANRS から当該社会レジデンスを運営するために派遣された専門職員へのインタビュー調査(2000年12月19日に現地で実施)による。

²¹ Compte-Rendu No.00/02, ANRS Résidence Tillier(2000年6月、Jean-Pierre COUSIN 作成)による。

に寄与してきた。

しかし、居住施設から住宅への移行を促進するには、現在の対応だけやには限界があることも示唆されている。社会問題に取り組むアソシエーションは、本稿で言及した ANRS のように、ネットワーク力を生かした活動を展開できることが強みである。しかし、現状では住宅供給に直接関与しうるのは PACT-ARIM など少数の認可アソシエーションに限られている。しかも、こうした事業は多額の出資を必要とし経営リスクも高いため、促進は困難である。

また、アソシエーション活用の制度化にともない、あらたな課題も提起されている。アソシエーションには本来、現場のニーズを汲み取り、ニーズに則してきめ細かな支援を提供することが期待されていた。しかし、事例として取り上げた社会レジデンスの運営実態にみるように、困窮度の高い人々を支援すべき施設においても、支援の効率性を追及する傾向が強まっている。ここでは公的補助に依拠して活動するアソシエーションが困窮者を選別するという社会的ジレンマが露呈されている。

施策ツールとしてのアソシエーションの役割、とりわけ事業委託をめぐる生起している諸問題の調整は、政治的な問題となっている。公民パートナーシップのあり方、そして、それぞれが果たすべき役割が問われている。それはまた、HLM 組織のように、公民にまたがる専門機関の存立意義を問う議論とも交錯している。

こうした議論は困窮者支援という特定課題に限定されない。現場で個別のニーズに応じたきめ細かな対応をおこなうアソシエーションの活動形態は、居住空間の管理や居住と結びつくサービス提供を包摂した居住政策との適合性が高い。アソシエーションの台頭は、既存の住宅制度を揺るがし、そのあり方を問い直す契機として注目される。

【参考文献】

- 1) 都留民子 [2000] 『フランスの貧困と社会保護』法律文化社。
- 2) 檜谷美恵子 [1995] 「フランスの社会住宅政策——ベッソン法の制定とその後の動向——」『都市住宅学』11、都市住宅学会、pp. 20-25.
- 3) Archambault, Edith [1997] *The nonprofit sector in France*, Manchester University Press.
- 4) Lumeunier, Francis [1998] *Associations, Constitution-Gestion*, 7e édition, DELMAS.
- 5) Hanet-Kania, Nathalie [1996] *L'Etat et les associations humanitaires en France*, in Paugam ed., *L'exclusion l'etat des saviors*, pp. 438-448.
- 6) METL/SEL (Ministère de l'Équipement, des Transports et du Logement, et Secrétariat, d'Etat au Logement) [1998] *Promouvoir le droit au logement*, Documentation

Française.

- 7) METL/DGUHC (Ministère de l'Équipement, des Transports et du Logement Direction Générale de l'Urbanisme, de l'Habitat et de la Construction) [1999] *Du droit au logement à la lutte contre les Exclusions.*
- 8) METL/SEL (Ministère de l'Équipement, des Transports et du Logement et Secrétariat, d'Etat au Logement) [2000] *Deux ans d'action de lutte contre les exclusions, Le volet logement de la loi du 29 juillet 1998.*
- 9) Brault, Yolande [1992] *Des toits et des homes: 50 ans de la vie du mouvement PACT-ARIM*, l'Inédit.
- 10) Fédération nationale des centres PACT ARIM [2000] *Observatoire du Mouvement PACT ARUM, Le tableau de bord des activités 1998.*

第11章 フランスの「連帯」と「排除との闘い」から思うこと

都留 民子

1. フランス国鉄の連帯委員会（ミッション・ソリダリテ）

「我われの社会は、3つの切断、すなわち家族の切断、社会関係の切断、国家制度の機能不全という切断にみまわれており、サービス企業であるフランス国鉄（SNCF）もこうした社会的現実直面している。いうまでもなく、駅や列車は公衆に開かれているからであり、顧客に対する無作法、攻撃、不正や破壊行為、そして失業青年、ホームレスなどの困難な人々もそこに集まってくる。…同時に国鉄は公共サービスであることも忘れてはならない。公共サービスは、3つの切断という『排除』の最後の防波堤であり、したがってSNCFは『排除』に対して特別の責任を果たさなければならない。（こうした責務から）職員は業務として、行政やアソシエーションと協同して、直接的な連帯活動を実行することにした」。これはフランス国鉄内に93年に結成された連帯委員会（ミッション・ソリダリテ）の1999年活動年報の冒頭文書である。ミッション・ソリダリテは、各地域、そして駅にチームを結成し、チームは、地域住民に国鉄の意義を知らせる啓蒙活動、非行少年への地域教育活動、失業者への直接的な雇用提供や求職活動への援助、そしてホームレスの人々への宿泊の確保、施設・住宅の斡旋、さらには夜間に路上生活をしている人への説得・受け入れ活動を行う巡回サービス（Samu-social）にも多くの出向者を出している。年報では「地域住民との良好な関係を築くこと、駅、電車に訪れる人々と信頼関係を再び築くこと、そして問題解決に向けて、人間的な関係を土台にして実行する行動全体が連帯活動である。…勿論、連帯を、救済、そしてレッセ・フェール（放置）と混同してはならない。例えば、文無しの青年を尋問した保安職員がその不正行為を見逃して金銭を与えることは個人的な救済に過ぎない。駅または車庫で暮らしているホームレスに目をつぶることは連帯ではなく、レッセ・フェールである。…連帯活動は、『まなざし』から『態度』、そして『活動』へと展開する。例えば、ホームレスが本当に駅から退出するのは、彼が駅で暮らしていたような生活スタイルから脱出できたときである」と述べている。

昨年3月には大阪市立大学の福原宏幸氏とともに、このミッション・ソリダリテの創始者ともいべきジュリアン・ダモン氏に2時間を超えるインタビューができた。30代前半と見える若さに驚くとともに、彼はこともなげに「昔から駅は政治的、経済的に困難な人々、外国人も受け入れ、援助する場所でした。（すなわち、国鉄として連帯活動には違和感はない）。国鉄だけでなく、フランス電力やガス公社もミッション・ソリダリテを結成して、電気・ガス代を滞納している貧困世帯をいち早く察知して、同じような連帯活動を行っています」と答えた。日本の駅は、ホームレスの人々を排除・追放していると、説明すること

をためらわれたのは言うまでもない。

また、95年冬の3週間にわたる国鉄など公共交通・公務員の全面ストの際にも連帯活動は中断されることはなかった。そして、失業者組合、ホームレス・貧困者組織も、この社会保障制度の死守と公務員削減・公共サービスの民営化に反対する公務員のスト・闘いにあつい支持・連帯を示したのである。

つづいて、昨12月には福原氏、そして同じく大阪市立大学の檜谷美恵子氏とホームレス支援の現場・10数団体に対して調査を行ったが、その際の住宅省・都市計画局のバレーヌ女史の言葉も忘れられない。10代、20代前半の青年の問題がフランスのホームレス問題の中心となっているが、「彼らは過酷な競争社会で落伍させられたものである。競争社会に再び戻し・適応させることが、我われの施策の目的となつてはならない」と。私が「各地の祭典（フェスティバル）を渡り歩く『徘徊青年』は社会に参加することを拒否している、そして学歴の高い青年が多いと聞くが…」と尋ねると、「彼らにやりがいや居場所を与えない社会にこそ問題がある。そんな学歴など本当の学歴ではない。社会参加を拒否すると言う彼らの言葉の背後にある問題を見るべきではないか」と女史はたしなめられた。

2. 「排除との闘い」を支える民主主義思想

フランス社会の貧困者・家族への社会制度、そして連帯活動を長年研究していると、その創意ある内容、広がりを支えるものは何か、ということに自ずと突き当たる。私の友人は「社会の土台にある宗教・カトリック思想の強さ」という。確かに、最大の民間福祉団体（人道的アソシエーション）はカトリック救済会であり、彼らは日常的な救済にとどまらないラディカルな対行政活動でも知られている。70年代半ばまでルンペン・プロレタリアートとみなされ、労働運動・「左翼」運動からも無視されていた極貧者を組織し、80年代からの反貧困・反排除の社会政策を先導したATD・カールモンド運動の創始者はウレザンスキ神父である。さらに第二次大戦中の対独レジスタンスで著名なピエール神父は、現在でも住宅困窮者たちの住宅運動のカリスマ的リーダーであり、カトリック団体や聖職者は民衆運動の先頭をきっている。しかし、他方でカトリック教会は、19世紀では慈善事務所（福祉事務所の前身）を運営していたが、その家父長的援助、そして腐敗への批判から、慈善事務所は市町村の公的機関となったという歴史もある。福祉の世界だけでなく、公教育の場でも、カトリック教の介入を反省して厳しい政教分離原則があることも知っている。私が注目するのは、過去に腐敗が指摘されたカトリック教が、なぜ、今日、市民・民衆運動の一翼を担うようになったのかという、その変容である。友人であるカトリック救済会の幹部は、変化ではなく「神の前では全て平等。貧困は人間が作り出したものであるから、神に頼るのではなく人間自身が解決しなければならない」という原点に戻ったと答えられた。

フランスの公的施策（生活扶助受給者は、ホームレスや外国人も含めて600万人、全人口の10%。貧困世帯への住宅の権利を具体化し、97年だけでも21万世帯の「家なし」化を防いでいるベソン法や、包括的な「反排除法」など）、そして「神を信じる者も、信じない者」も組織した強力な市民運動を支えるものは、デモクラシー（民主主義）思想＝市民権（仏語ではシトワイヌテ、英語ではシチズンシップ）思想ではないか、と私は考えている。市民権は、周知のように、フランスでは18世紀末の大革命期に、絶対的な君主（そして支配の一翼を担ったカトリック教会）との対抗関係のなかで形成された。「市民の権利」は、「人間の権利（人権）」として自由、所有、安全、圧制者に対する抵抗の権利などから成っていた。さらに、市民権は、当初の法的・政治的な「平等」だけでなく、もう一つの主要な領域・経済領域においても確立されなければならない、として発展させられてきた。すなわち、資本に対する団結権やストライキ権などの労働者の権利、そして労働する権利や社会政策、そして社会保障の権利が含まれることとなった。市民権はシンボルとして存在するのではなく、人々の労働や生活が不可能になることなく、権力をコントロールする諸権利の実行、自らがそこで暮らしたいと思うような政治と社会制度を組織することであり、市民権の保障・実行とは民主主義社会の構築に他ならないのである。フランスなどの「福祉国家」を一つの支配体制と考えるむきもあるが、「福祉国家」とは民主主義が定立される、またはそれを目指す社会に他ならない。そこでの社会保障・社会福祉は、単に物質的な意味で生活を保障するというだけでなく、個々人が、権力から自立し、あるいは抵抗する思想を保持でき、集会・結社とその活動の自由、政治的権利—投票権、意見表明権、抵抗権などを行使できるように、国家が「条件」を整備・保障するものである。社会学者R. カステルは「福祉国家」ではなく「社会国家」と呼ぶが、それは「全ての人々の政府ではないが」、富と権力の横暴へのコントロール、それぞれの利益代表による公共の場での議論という西欧民主主義の土台である「労働者の諸権利を保障する国家施策の総称」としている。

だからこそ、西欧諸国では、この20年来の不安定雇用・失業の増大から招かれた貧困・排除に、「市民権の危機」、「福祉国家の危機」を見た。そして、民主主義を守る闘いとして貧困・排除への闘い、ホームレス支援活動が取り込まれ、多くの社会施策が実行に移されてきたのである。極貧者組織であるATD運動は、1989年に、フランス革命200周年大集会を行い、その記録である大報告書『民主主義と貧困者』を出版した。報告書の冒頭では「人権宣言で明言された原理を真面目にとりあげるならば、どうして貧困に甘んずることができようか？今日の極貧者の存在は、民主主義を発展させるために挑戦が必要なことを示している」と記した。また代表的な貧困研究者S. ポーガムは「ナショナリズムを超える、世界市民というのはユートピアなのだろうか？市民と外国人（よそ者・エトランジェ）を差別することは、それは古代ギリシアの民主主義のように時代錯誤である」とのべ、市民権は自国民のみに適用するという動きにクギをさした。

フランスのホームレス概念が、施設入所者、家族・友人宅に居候している青年失業者、

劣悪住居居住者なども含んでいるのは、その生活・貧困状況では市民的自由、政治的な権利の行使は不可能であると見るからである。ちなみに、フランスではホームレスといっても、わが国のような長期的・常態的路上生活は極めて少数である。国立人口問題研究所の調査（パリ市内、1995年2～3月）では、宿泊施設入所者や無料レストランなどの利用者＝「厳しい状況におかれたホームレス」は7、500人弱（パリの人口は300万人、郊外を含めると800万人）、そしてヒアリング調査の591人中4割強が「外国生まれ」、調査前の1週間に1日でも施設・ホテル・友人宅以外の「公共の場で夜を明かしたものは6%であった。後者の殆どが「初めての（野宿）経験者」であり10代または20代前半の青年男子である。また、福原氏は昨12月22日の深夜9時から翌朝5時まで巡回サービス（Samu-social）車にソーシャルワーカーや看護婦と一緒に同乗したが、パリ左岸で出会った路上生活者は9人のみ、そして宿泊施設に行くことを拒否する彼らにはワーカーが懇切丁寧に話を聞き出し、それでも駄目なときは断熱シートと寝袋を提供した（していた）そうである。パリでは365日間、こうした巡回ワゴン車9～11台が出動しており、今では全国60都市が巡回サービスに取り組んでいる。

3. 自らの責任を果たす社会団体

フランスの貧困・排除との闘いは、公私の協力・協同関係によって取り組まれているが、そこで気づいたもう一点は、協働の前提として各団体・組織が自らの役割・責任を果たしていることである。貧困との闘いとは、貧困者への直接的な支援だけを指しているわけではない。

フランスでは80年代に、貧困に陥った時に労働組合は頼りにならないという世論調査が数多く公表されたが、労働組合は多くの解雇闘争、そして社会政策の核である最低賃金制度を死守してきたことも見落とすべきではない。90年代初めには、青年の失業率が高いのは最低賃金制があるからだとして、青年労働者を適用除外するという法案もだされたが、いち早く労働組合が立ち上がり廃案とした。最低賃金は生活扶助、全ての社会給付の基準にもなるもので、その改悪への闘いは青年、市民たちの支援を得た。そして95年の長期ストでは、社会保障制度を守るために労組はよく闘ったとして（7割の国民の支持）、再び信頼を勝ち得た。私がお会いした研究者、そして福祉アソシエーションは皆、この95年ストを労働組合運動が社会全体の問題を考えるようになった分岐として高く評価した。しかし、それ以前でも労働組合は、組織された自らの地位だけを守ろうとしたのではない。フランスは雇用労働者の2割がパートタイマー・有期限契約・派遣労働・国庫補助雇用（失業対策事業）の「不安定」労働者というが、わが国の「不安定」労働者とは違う。なぜならば、どのような雇用形態でも、1日だけのアルバイトであっても社会保険・失業保険は適用されなければならない、どのような事業所でも保険料の7割という負担を免れることはできな

いからである。この未加入・不適用は「ヤミ労働」として厳しく摘発されている（罰せられるのは労働者ではなく企業である）。勿論、日雇労働は違法とされてから、久しい。わが国の日雇、そしてパート、アルバイトなどは不安定雇用というより「無保障」雇用と呼ぶべきである。フランスでも、労働者の保護（特に企業の「過重な」社会保険料）は経済停滞の主要因であるとして、20年来経営者団体は絶えず見直しを叫んできた。確かに、社会保障領域では資本の攻勢によって労働者負担は増大したが、それでも企業は労働者の2倍以上負担しているのである。そして、労働組合は、今では不安定労働者のみならず失業者の組織化にも着手している。労組は97年12月から1ヶ月間にわたる、失業手当や生活扶助の引き上げのために、失業者アソシエーションと共に、職業紹介所、失業保険事務所、福祉事務所の占拠にも加わり、現在でも共闘関係は継続している。現在、フランス経済は好況を迎えているが、最低賃金そして産業別賃金引き上げのストが続出している。わが国でもバブル期に、労働組合が企業利潤に見合った賃上げが実現でき、そして実効性のある最低賃金制度や社会保障など制度闘争に立ち上がっていたならば、企業の乱脈な投資・経営は阻止でき、またバブル経済さえも生じなかつたろうと思えてならない。これは閑話休題。ともあれ、わが国の労働組合も路上生活者問題に直接的に取り組むとともに、企業からの一方的な排除（解雇）を防ぎ、そして無保障雇用の解消・労働者への社会保障の定立を目指していただきたい。それを果たせば、わが国でのホームレスの大半は予防できるのであるから。

フランスの排除との闘いで最大の役割を果たしてきたNPO・アソシエーションについては、既に紹介してきたので、ここでは多くは述べない。ただ、フランスのアソシエーションは、公との協働体制を確固としたものになっているが、公の役割をネグレクトまたは軽視していないことを再度強調しておく。貧困・排除との闘いの土台は「制度」であり、そして多大な公費が必要であることを指摘することを忘れてはいない。アソシエーションの施設取得（地域との摩擦を回避するために既存の建物・ホテルを購入・借り上げている）、その運営費用、そして貧困者・家族との同伴活動（共に歩み、彼らが権利行使のための力を再確保し、実際に社会施策の保障をうけるまで責任をもつ活動）には国と自治体の財政責任がある。そして、アソシエーションは自らの先駆的な活動（オーバーステイ外国人の正規滞在化など）を紹介する詳細な報告書も刊行し、国の助成を促しているのである。

そう、先のJ. ダモン氏も、国鉄・ミッション・ソリダリテの活動をあまり過大評価してはならない、自分達は貧困・排除対策においては「日曜大工」、つまり素人（しろうと）であり、社会的権利の付与やその実行、住宅や安定雇用の提供は国そして自治体の役割・責任であると強調していた。

排除との闘いにおいて、国、自治体の責任を確固とさせているのは、多くの法であることはいうまでもない。フランスのホームレス問題の最大課題は、現在、施設ではなく住宅入居の促進となっているが、2000年6月には「連帯と都市再生法」が制定された。この法